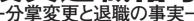


SERIES TAINS解体新書

役員退職給与





はじめに

TAINS解体新書では、分掌変更による役員退職給与について、すでに、 平成20年6月27日東京地裁判決(Z258-10977)、平成18年2月10日京都地裁 判決(Z256-10309)等をご紹介していますが、今回は「退職の事実」に焦点を当てて判決・裁決を検索してみました。

1. 退職所得の意義

平23・4・14京都地裁判決 (全部取消し)(確定) Z888-1590

〈事案の概要〉

学校法人である原告は、その理事 長、かつ、原告の設置するA学院a校 の学長の地位にあった甲に対して、a 校の校長及びA学院の学院長の地位を 辞したとして、退職給与3億2000万円 (本件金員)を支払いました。

この事案は、処分行政庁が、甲が引き続き理事長の地位にあり、原告の職務を遂行するなどしているので、退職の事実は認められず、本件金員は賞与(給与所得)に当たるとして源泉所得税の納税告知処分等を行ったことから争われたものです。

〈裁判所の判断〉

裁判所では、下記のとおり判断し、 本件金員は、退職所得であるとして、 納税告知処分等を取消しました。

(1) 退職所得の要件

ある金員が、所得税法30条1項に規定する「退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与」に当たるためには、それが、①退職すなわち勤務関係の終了という事実によって初めて給付されること、②従来の継続的な勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部の後払いの性質を有すること、③一時金として支払われること、との要件を備えることが必要である。

また、同規定による「これらの性質を有する給与」に当たるというためには、それらが、形式的に上記①~③の要件をすべてを備えていなくても、実質的にみてこれらの要件の要求するところに適合し、課税上、「退職により一時に受ける給与」と同一に取り扱うことを相当とするものであることが必要である。

(2) 法的地位と職務内容の変動

平成15年12月末日の前後において、 甲の勤務関係は、A学院長及びa校校 長から退職並びに再定義後の学院長 (従前の学院長の職務内容及び法的地 位とはその性質を異にし、給与等の対 価はない)及びFセンター・センター 長(嘱託職員雇用契約による名誉職 で、給与は従前の56%減である)への 就任により、その性質、内容、労働条 件において重大な変動があったという ことができる。

また、理事長職の勤務形態は非常勤 であって、それを継続していたこと は、甲の職務に大きな変動があったと の認定を左右しない。

2. 名誉職である会長に

平18・11・28非公開裁決 (全部取消し) F 0 - 2 -277

不服審判所では、次のとおり判断 し、B社の前代表取締役乙は、役員を 退職したものと認めました。

- ① みなし役員とは、相談役、顧問その他これらに類する者でその法人内における地位、その職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事しているものをいい、さらに、法人の経営に従事するとは、法人の主要な業務執行の意思決定に参画していることをいうものと解するのが相当である。
- ② 乙は、辞任後において、役職の新設や異動、給与査定など、人事上の決定に関与していないこと、取引先の選定や新規契約など、営業上の決定に関

与していないこと、設備等の取得や修 繕など、会計上の決定に関与していな いことから、経営に関する重要事項の 意思決定に参画する機会を与えられて いないものと認められる。

③ そうすると、乙は、辞任を契機として、取締役の地位を追われ、経営の第一線からの引退を余儀なくされたものであり、辞任後は名誉職である会長として、単に名義上存しているにすぎない。

3. 辞任登記後も経営に従事

平21・12・17非公開裁決 (一部取消し) F0-2-355

本件は、料理飲食業を営む同族会社 C社の代表取締役丙について、退職の 事実があるか否かなどが争われました。不服審判所では、次のとおり、丙 は退職したとは認められないと判断しました。

- ① 丙は代表取締役及び取締役辞任の登記がされた以降においても、C社の金庫内にある代表者印を自由に使用し、C社の支払い等を行うことができたとみられ、また、丙は、専務取締役に係る死亡保険金の出金を自ら行っており、丙の答述どおりに退職金等が支払われていることを併せ考えると、C社の重要な意思決定権は変わらず丙にあったと認めるのが相当である。
- ② さらに、C社の代表取締役が交代したことについてC社の取引先や従業員に周知された事実はなく、取引銀行に代表取締役変更届の提出もないことから、実質的には、丙は代表取締役辞任登記以後も対外的に代表取締役であったと認められる。
- ③ そうすると、丙は従前と変わらず C社の経営に従事していたと認められ るから、法人税法上、引き続きC社の 役員であったと認められ、また、分掌 変更により同人の地位又は職務の内容 が激変したとも認められないことか

ら、C社を退職したとは認められない。

4. 分割払の退職給与

平24·3·27公表裁決 (棄却) J86-3-18

D社は「退職慰労金の計算」と題する書面に基づき、代表取締役であった丁の退職慰労金として、平成19年8月31日に7千500万円(第一金員)を、平成20年8月29日に1億2500万円(第二金員)を丁に支払いました。

これに対する不服審判所の判断は、次のとおりです。

- ① 丁は、本件分掌変更により代表権を有しなくなるとともに、非常勤役員として実質的にもD社の経営に直接関与しなくなったことが認められ、その報酬額もおおむね50%以上減額されていることから、本件分掌変更は法基通9-2-32に定める実質的に退職したと同様の事情がある場合に当たると認められる。
- ② しかし、本件分掌変更時に第二金員が支払われなかったことが合理的な理由によるものであると認めるに足りる証拠はなく、第二金員を法基通9-2-32の定めに基づき退職給与として取り扱うことはできない。

おわりに

最後の公開裁決の第二金員は、支給 実態(支払時期、分割払の理由)が不 明確で、証拠資料の提出もないことか ら役員賞与として認定されたもので す。

なお、以上の判決・裁決をTAINS で検索する場合の漢字キーワードは、 「役員退職給与」「分掌変更」「退職の事 実」です。

収録内容に関するお問合せはデータ ベース編集室へ

TEL: 03-5496-1416

(左面より続く)

1196-2 税理士法人ガイア 駒込支店 文京区本駒込5丁目73番9号 ジョイフル六義園101号室

2847 税理士法人重見会計 千代田区永田町2丁目14番3号 赤坂東急ビル11階

2841 松木飯塚税理士法人

港区元赤坂 1 丁目 3 番10-1910号 2835-1 税理士法人安井パートナーズ 目黒事務所 目黒区八雲 1 丁目 4 番11号

都立大八雲マンション304号 2835 税理士法人安井パートナーズ 渋谷区笹塚2丁目4番1号-501

2836-1 税理士法人大藤会計事務所 東京事務所 江東区毛利 1 丁目12番10-206号

2848 税理士法人サクラ 新宿区西新宿 7 丁目11番18号 711ビル301

2845-1 税理士法人アレックスパートナーズ 東京事務所 港区浜松町 1 丁目18番11号 イマスオフィス浜松町 8 階

退会法人(4月届出分)

法人番号 法人の名称 支 部 月 日 301-2 エヌ・ビー・シー税理士法人 四 谷 3月12日 東京事務所 2114-2税理士法人あすなろ
あきる野小川事務所青 梅 3月29日
あきる野小川事務所1140税理士法人椎名総合会計
1140-1麹 町 4月3日1140-1税理士法人椎名総合会計
・ 立 川 4月3日

立川事務所 914-1 ロイヤル・タックス税理士法人 神 田 4月9日

東京事務所 SCC税理士法人 芝 4

 ・税理士会員
 ・法人会員

 3月末会員数
 20,987名
 1,037事務所

 入会数
 83名
 13事務所

 退会数
 76名
 6事務所

 4月末会員数
 20,994名
 1,044事務所

東京税理士会会員状況

入会・退会情報については、会員等に周知することにより、にせ税理士・にせ税理士法人を排除する目的で会報に掲載しています。

平成25年 5 月 7 日 第 1 回税理士証票交付式 新規登録者 64名



